

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成30年6月29日 高知市長 岡崎 誠也 殿	
提出者 住 所 高知市南久保4番47号 氏 名 入交建設株式会社 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-885-4777	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	入交建設株式会社 工事現場
事業場の所在地	高知県高知市南久保4番47号
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	建設業：元請完成工事高 2,322,554(千円)
③ 従業員数	40名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○建設工事で発生したガレキ類は自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し委託契約の再生処理業者で再生砕石として再資源化。 ○建設工事で発生した紙くず、木くず、繊維くず、ガラス陶磁器類、廃プラ類は自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の処分業者にてチップ、燃料、肥料等の再資源化分と再資源化不可分は焼却、埋立処分される。 ○建設工事で発生した金属くずは自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し再生処理業者(圧縮・切断)で再資源化。 ○建設工事で発生した混合廃棄物(廃プラ類、金属、木、紙くず等)は自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し処分業者(焼却・埋立)で最終処分される。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">代表取締役社長</div> ↓ <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 20px;">廃棄物管理責任者(常務取締役)</div> </div> ↓ <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">土木部</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">工事作業所</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">建築部</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">工事作業所</div> </div> </div> </div>							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（ 29年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	AS殻	コン殻	汚泥	混廃	廃プラ	木くず
	排出量	321.57t	4112.94t	372.08t	54.27t	69.8t	259.74t
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	紙くず	がれき	金属	石綿含有廃棄物	陶磁器くず
	排出量	25.82t	0.05t	9.92t	170.3t	20.0t	2.0t
(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の排出を抑制した ・ 資材等を繰り返し利用した ・ 廃棄物の分別を徹底した							
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	AS殻	コン殻	汚泥	混廃	廃プラ	木くず
	排出量	300.0t	3000t	300.0t	50.0t	7t	200.0t
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	紙くず	がれき	金属	石綿含有廃棄物	陶磁器くず
	排出量	20.0t	0.05t	0.7t	150t	15t	1.0
(今後実施する予定の取組) ・ 上記取組を維持する ・ 廃棄物の排出を抑制する ・ 資材等を繰り返し利用する ・ 廃棄物の分別を徹底する							
産業廃棄物の分別に関する事項							
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【種類】 がれき類、金属くず、紙屑、木くず、廃プラ、ガラスくず、その他 【取組】 作業所に分別する場所を定め分別を徹底する						
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【種類】 がれき類、金属くず、紙屑、木くず、廃プラ、ガラスくず、その他 【取組】 上記取組を維持する						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t				t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t				t
	(今後実施する予定の取組)						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（ 28年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	AS殻	コン殻	汚泥	混廃	廃プラ	木くず
	全処理委託量	321.57t	4112.94t	372.08t	54.27t	69.8t	259.74t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	5.24t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	321.57t	4112.94t	372.08t	49.01t	69.8t	259.74t
	認定熱回収業者への処理委託						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	紙くず	がれき	金属	石綿含有廃棄物	陶磁器くず
	全処理委託量	25.82t	0.05t	9.92t	170.30t	20.0t	2.0
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0t	0t	0.0t	
	再生利用業者への処理委託量	25.82t	0.05t	9.92t	170.30t	20.0t	2.0
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(これまでに実施した取組 処理業者の許可条件、処理能力、現地確認し適正な委託契約を行う。 委託契約締結後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付を確実にしE表まで整理出来ているかを確認し5年間保管する。						

② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	AS殻	コン殻	汚泥	混廃	廃プラ	木くず
	全処理委託量	300t	3000t	300t	50t	7t	200t
	優良認定処理業者への処理委託量	50t	50t	50t	10t	2t	30t
	再生利用業者への処理委託量	250t	2950t	250t	40t	5t	170t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	産業廃棄物の種類	廃石膏 ポット	紙くず	がれき	金属	石綿含有 産業廃棄物	陶磁器 くず
	全処理委託量	20t	0.05t	0.7t	150t	15t	1t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	1.4t	2t	0.8t	10t	15t	1t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(今後実施する予定の取組)						
	上記、取組を維持する。						
	※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。